

随意契約の結果

【平成30年7月分】工事

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職員数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
【URコミュニティ本社】30オークタウン東茨木団地エレベータ設備修繕工事	業務受託者 (株)URコミュニティ コミュニティ推進部担当部長 池野 孝司 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-111	平成30年7月2日	フジテック (株) 滋賀県彦根市宮田町 5 9 1-1	3160001009212	10,900,440円	10,800,000円	99.1%	本工事は、機構賃貸住宅に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。よって、会計規程第51条第3項第1号の規程に基づき、当該エレベーターの製造業者で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ本社】30サンヴァリエ藤井寺団地エレベータ設備修繕工事	業務受託者 (株)URコミュニティ コミュニティ推進部担当部長 池野 孝司 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-111	平成30年7月2日	ダイコー (株) 東京都港区芝大門 1-1-1	1010401016378	25,471,800円	25,380,000円	99.6%	本工事は、機構賃貸住宅に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。よって、会計規程第51条第3項第1号の規程に基づき、当該エレベーターの製造業者で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ本社】30フレール須磨たかとり外1団地エレベータ設備修繕工事	業務受託者 (株)URコミュニティ コミュニティ推進部担当部長 池野 孝司 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-111	平成30年7月2日	日本オーチス・エレベータ (株) 東京都文京区本駒込 2-2-8-8	6010601049702	41,904,000円	41,796,000円	99.7%	本工事は、機構賃貸住宅に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。よって、会計規程第51条第3項第1号の規程に基づき、当該エレベーターの製造業者で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ本社】30ルゼフィール南甲子園団地エレベータ設備修繕工事	業務受託者 (株)URコミュニティ コミュニティ推進部担当部長 池野 孝司 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-111	平成30年7月2日	フジテック (株) 滋賀県彦根市宮田町 5 9 1-1	3160001009212	5,593,320円	5,583,600円	99.8%	本工事は、機構賃貸住宅に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。よって、会計規程第51条第3項第1号の規程に基づき、当該エレベーターの製造業者で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	-				